

制動液漏れ警報装置試験

1. 総則

制動液漏れ警報装置試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号) 別添「制動液漏れ警報装置の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験項目

試験は、次の 2 項目に分けて行う。

2.1 警報装置作動試験

当該技術基準 2. に定める試験方法により試験した場合に警報装置が規定どおり作動するかどうか試験する。

2.2 警報確認試験

警報する装置の警報音の大きさ、又は灯光が当該技術基準に規定する性能を有するかどうか試験する。

3. 試験条件

各試験の試験条件は、それぞれ次のとおりとする。

3.1 警報装置作動試験

- (1) 試験は、主制動装置の各配管系統についてそれぞれ行うこと。
- (2) 試験開始時のサプライタンクの制動液量は、正規最大量にすること。
- (3) 制動倍力装置は、通常の作動状態にしておくこと。

3.2 警報確認試験

- (1) 警報装置は、設計電圧を加えて吹鳴又は点燈させること。
- (2) 警報音の大きさは、次の位置にマイクロホンを置いた騒音計で測定すること。
マイクロホンの位置：車両中心線を含む鉛直面と運転者席のシーティングレファレンスポイントを通りこの鉛面に垂直な直線との交点の直上 60cm の高さに水平前向きに置く。

4. 測定及び観測項目

この試験で測定及び観察する項目は、次のとおりとする。

4.1 警報装置作動試験

- (1) 警報装置が作動するまでの主制動装置ブレーキペダルの各操作時における踏力の最大値
- (2) 警報装置が作動したときのサプライタンクの制動液の残留量

4.2 警報確認試験

- (1) 音により警報する装置にあつては、警報音の A 特性の音量
- (2) 灯光により警報する装置にあつては、その色及び取付位置

5. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

5.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

5.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

